

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条の5の規定に基づく電気通信業務の廃止に関する情報

法第18条第1項の規定による届出(事業の休廃止後の届出)	令和4年3月9日
法第26条の4第2項の規定による届出(休廃止周知に係る事前届出)	令和2年7月31日

【電気通信業務を廃止した電気通信事業者】

名称	株式会社NTTドコモ
住所	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
代表者	代表取締役社長 井伊 基之

対象となる電気通信業務の種類	業務の休廃止の周知の開始の日の属する年度の前年度末時点で、有償かつ契約数100万以上の電気通信役務に係る電気通信業務	
廃止年月日	令和4年2月8日	
廃止した電気通信業務の内容	公衆無線LANサービス(docomo Wi-Fi)	
廃止した理由	令和2年3月（法人向けは令和3年5月）より代替となる新サービスを提供開始しているため	
周知を開始した年月日及び周知の実施期間	令和2年8月17日～令和3年1月31日	
廃止した電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	同社の公衆無線LANサービス	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	利用者の被害の発生についての報告はなかった。	
周知の実施方法	令和2年8月28日～ 令和3年1月31日	サービスログイン画面でのサービス終了周知
	令和2年9月3日～ 令和2年11月20日	利用者への電子メールの送信
	令和2年12月16日	利用者へのダイレクトメールの送付
	※電子メール不達の利用者には複数回電子メールを送信 ※ログイン画面及びウェブサイトにおいてはサービス終了日まで告知を実施 ※このほか、同社ウェブサイトでの告知を実施済	
他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報	他の電気通信事業者等との連携は行われていない。	
代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報	周知に用いた情報に同じ	
廃止した電気通信業務に係る電気通信役務の利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関して作成し、又は取得した情報	利用者の被害が発生しなかったことから、利害関係者からの意見聴取は行われなかった。	